

令和8年4月7日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会
会長 曾根 寧 之



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和7年度諮問第5号）について（答申）

令和8年2月2日付け7四総第290号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和7年11月25日付けで行った行政情報非公開決定（7四企第342号）は、妥当である。

第二 審査請求の経過

- 1 令和7年11月12日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和7年11月25日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和8年1月16日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和8年1月30日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 5 令和8年2月2日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 6 令和8年2月10日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の弁明書に対する反論書を提出した。
- 7 令和8年2月24日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。

第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

1 審査請求書における主張

審査請求人は、実施機関が開催した大学誘致に関する下田地区住民説明会の協議記録書（令和3年7月19日作成 以下「住民説明会協議記録書」という。）において、市長の「3年後、4年後ではこの計画はない。」という発言に対して「学校法人側のスケジュール情報の内容等として延ばすことはできないと回答した。」とあることの根拠に係るすべての行政情報（以下「市長発言根拠資料」という。）の公開を求め、その理由は主に以下のとおりである。

(1) 市長による断定的発言の根拠文書の不存在という不自然性

住民説明会協議記録書において、市長は「3年後、4年後ではこの計画はない」と断言し、根拠を問う住民に対し「間違いがあったら責任を取る」とまで明言している。行政の長が、自身の責任にまで言及して住民を説得したこの説明は、単なる個人的見解の表明ではなく、学校法人側との協議に基づく「行政組織としての確実な裏付け」を前提とした公的判断の表明である。

それにもかかわらず、当該判断の基礎となった記録が「一切存在しない」とする実施機関の回答は、社会通念上、極めて不自然であり、行政情報の作成義務および探索義務を組織的に放棄しているか、あるいは意図的に開示を回避している疑いを禁じ得ない。

(2) 他の審査請求事件から見た「不存在」回答の信用性欠如

審査請求人が行った別件審査請求においては、当初、実施機関が「不存在」としていた文書が、審査請求手続の過程で一転して多数提出されるという事態が発生している。この事実は、本市における行政情報の探索がいかにか恣意的かつ不十分であることを証左するものである。さらに同件の過程では、情報公開請求への影響を懸念して記録のあり方を調整しようとする組織的な姿勢も垣間見えており、今回の「不存在」回答も、同様の不適切な隠蔽体質に基づいた判断である可能性が高い。

2 反論書における主張（趣旨が審査請求書と重複する部分については省略）

実施機関は弁明書において、市長が令和3年7月12日の住民説明会で「1日の猶予もない」「責任を取る」と断言した根拠を、過去の経緯から「市がそう捉えていたことを回答した」と述べています。

しかし、行政の長が公の場で住民に対し、5億円を超える規模の公金支出と市立中学校の統合という痛みを強いる判断を伝える際、その根拠が記録に基づかない単なる「主観（捉え方）」であることは、法治行政の通念上、到底あり得ない。

第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

1 弁明書における主張

本件申請の趣旨は、住民説明会協議記録書における市長の「3年後、4年後ではこの計画はない」という発言と、「学校法人側のスケジュールとして延ばすことはできないと回答した」との記述について、市長発言根拠資料の公開を求めるものであり、過去の学校法人京都市育英館（以下「学校法人」という。）との協議記録を検索したが、発言の根拠と判断できる記録は存在していなかった。

またスケジュールの記述についても、過去の協議記録において具体的な根拠となる記録は存在していなかったが、住民説明会協議記録書の6頁に記載してあるとおり、令和4年4月開校を目指し事業を進めていたが、1年延期し令和5年4月に開校するという学校法人の最終判断で合意したという経過から、学校法人としてこれ以上延期は考えられない状況であったと市が捉えていたことを回答したものである。

このため、本件請求に係る行政情報は不存在として、本件処分を行った。

2 意見陳述における主張

過去の記録を確認したが、市長発言根拠資料は見つかっていない。また、もともと令和4年4月の開校だったものを1年間延期して令和5年4月になったが、それは市と学校法人との話し合いの中で決まったものであり、学校法人の方からは「令和5年4月で致し方ない、しょうがない。」という話があり、市長も「令和5年4月の開学が望ましいと考える。」と同意した経緯があり、その記録はある。

第五 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障することにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が、市長発言根拠資料の公開を求めたものである。

これに対し、実施機関は、「行政情報不存在」として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、市長が自身の責任にまで言及して住民を説得した説明の基礎となった記録が「一切存在しない」とする実施機関の主張は、社会通念上、極めて不自然であり、行政情報の作成義務および探索義務を組織的に放棄しているか、あるいは意図的に開示を回避している疑いを禁じ得ない、などの主張から、本件審査請求を行ったものである。

3 本件審査請求に係る行政情報の存否について

本件処分は、本件請求に係る行政情報について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開

決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、市長が自身の責任にまで言及して住民を説得した説明の基礎となった記録が「一切存在しない」とする実施機関の主張は、社会通念上、極めて不自然であり、行政情報の作成義務および探索義務を組織的に放棄しているか、あるいは意図的に開示を回避している疑いを禁じ得ない、などと主張しているが、その主張を裏付ける具体的な根拠は示されていない。

一方、実施機関は、過去の学校法人との協議記録を確認したが、市長発言根拠資料と判断できる記録は存在していなかったと主張している。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報について、審査請求人の「実施機関は、探索義務を組織的に放棄しているか、あるいは意図的に開示を回避している」との主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める本件請求に係る行政情報は、存在しないと認めるのが相当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。